

富士吉田市農業委員会 令和6年4月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年4月30日（火）

2 招集場所 環境美化センター会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番 藤井 與三郎	第2番 小俣 創	第4番 小俣 俊子
第5番 小野 利壹	第6番 渡邊 和英	第7番 遠山まさの
第8番 渡邊 孝治	第9番 宮下 師貴	第10番 權正 常夫
第11番 羽田 善行	第12番 勝俣 道明	第13番 志村 金三
第14番 滝口 倉一		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局（代理） 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時01分

○ 議長（会長）

それでは、定刻になりましたので。本日は、たいへんご苦勞様です。総会に先立ちまして、定期人事異動により、新たに農業委員会事務局並びに農林課へ配属になりました、職員をご紹介します。各自、自己紹介をお願いいたします。

農業委員会の事務局長の長田が本日、体調不良でお休みをさせていただいておりますので、農林課の3名だけ、紹介をさせていただきます。

（職員自己紹介）

ご苦勞様です。それでは、職員退場ということで。では、ありがとうございます。農林課と農業委員会とは、車の両輪であると考えております。富士吉田市の農業振興を推進していくために、農林課の3名の方も、どうぞよろしくお願いいたします。どうも、ありがとうございました。

（農林課職員退場）

それでは、ただいまから、富士吉田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。開会にあたり、報告いたします。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定では、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができません。とされております。農業委員会14名のうち、出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員も出席を求めていますので、併せて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第9番 宮下師貴 委員、第10番 權正常夫 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。それではここで、各自、申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いします。

（午後 2 時 06 分休憩）

（午後 2 時 07 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配付いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題いたします。

第 2 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局（代理）（渡辺 孝広 君）

【議案第 1 号 第 1 委員会の 1 件の朗読後】

こちらにつきましては、譲り受け人が営農の拡大を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格につきましては、別紙の調査票に基づいて説明いたします。調査票の方をお願いいたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第 3 条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 2 委員長から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

○ 第 2 委員会委員長（渡邊 和英 君）

第 2 委員会から報告いたします。受理番号 3 の 1 号の申請地は、笹子スポーツ広場の南西約 200 メートルに位置しています。申請地は、既に譲受人が譲渡人から借り受けて父親と野菜を栽培しております。

以上より、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 2 委員会からの説明について質疑がありましたら、ご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の意見については、原案の通り、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご意義なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局(代理)(渡辺 孝広 君)

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

譲り受け人が申請地を譲り受け、営農を開始するための権利移動の申請であります。譲り受け人の資格につきましては、別紙の調査票に基づき説明いたしますので、調査票の方をお願いいたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲り受け人としての要件を全て満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から現地調査結果ならびに補足説明をお願いいたします。

○ 第4委員会委員長(宮下 師貴 君)

はい。第4委員会から報告いたします。受理番号3の2号の申請地は、市立第三保育園の南東約200メートルに位置しています。申請地は自宅に隣接しており、すでに譲受人が譲渡人からの借り受けで、季節の野菜を栽培しております。

以上により、この権利異動については許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。

これより第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については原案の通り許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は原案の通り許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局（代理）（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

こちらにつきましては、譲り受け人が申請地を替え受け、駐車場用地とするものです。申請地は用途地区内の第3種農地でありまして、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。

5月23日に地区委員と事務局に申請のあった現地を確認しました。受理番号5の2号の申請地は、牧野フライス富士吉田工場の間堀川を挟んだ東に位置しております。必要書類も添付されており、特に問題なく許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第2委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局（代理）（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第2委員会の3件の朗読後】

受理番号5の1につきましては、1月の総会において、競公売買受適格証明を承認しました案件であります。この度、競売が実施されたことに伴い、最高価格買受申出人から申請地を資材置き場とする5条の本申請があったものです。競公売買受適格証明の承認の際にすでに実質的な資格審査を行っており、その後特段の事情変更等が認められませんので、本申請は許可すべきものと考えます。

続きまして、受理番号5の4号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、社員寮の建設用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

また、受理番号5の6号については、申請地を倉庫用地として利用している追認案件でございまして、申請地は用途地域内の第3種農地で違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

はい。第2委員会から報告いたします。

4月23日に地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の1号の申請地は、寿団地西約200メートルに位置しており、資材置き場として利用するものです。

また、受理番号5の4号の申請地は、葭池温泉前駅の東約90メートルに位置しており、社員寮を建設する予定です。必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の6号の申請地は、寿団地の南西約300メートルに位置しており、事業用倉庫用地として利用しています。始末書等必要書類も整っており、いずれも許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の3件について採決いたします。第2委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局（代理）（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第3委員会の3件の朗読後】

受理番号5の3号につきましては、譲受人が申請地を貸し別荘用地とするもので、総面積が1378平方メートルありますので、県の諮問案件となります。申請地は用途地域外の第2種農地ですが、住宅などが連坦しているエリアであるため、許可相当と考えます。

次の受理番号5の5号につきましては、申請地を店舗の駐車場として利用している案件で、追認案件でございます。申請地は用途地域内の第3種農地でありまして、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

続きまして、5の7号につきましては、申請地を駐車場用地とするもので、総面積が1436平米ありますので、県の諮問案件となります。申請地は用途地域外の第2種農地ですが、こちらも住宅などが連坦しているエリアでありまして、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

はい。第3委員会から報告いたします。

4月23日に地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の3号の申請地は、富士河口湖高校の北東約200メートルに位置しています。申請人は隣接する資格施設を運営するもので、申請地を隣接する既存の貸し別荘用地と一体利用する予定です。必要書類も揃っているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の5号の申請地は、手打ちうどん新倉屋に隣接した土地です。必要書類も整っており、始末書も添付されているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の7号、申請地は赤坂レッカーの約100メートルに位置しています。従業員用駐車場として利用する予定で、必要書類も揃っており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の3件について採決いたします。第3委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第5条許可申請の7件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五「議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

○ 事務局（代理）（渡辺 孝広 君）

はい。今回の案件は、設定件数14件でありまして、筆数の累計は28筆、面積の合計は2万3023.53平方メートルです。新規設定が3件でありまして、他はすべて再設定となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分で認定農業者案件でないものの1件については、現地調査の結果並びに補足説明を第6委員会各会よりお願いいたします。

○ 第6委員会推進委員（滝口 等 君）

はい。第6委員会から報告いたします。4月23日に新規設定を受けまして、地区委員と事務局に申請があった現地を確認しました。番号の7の農地は石川鮮魚店の南東約250メートルに位置しており、水稻を作付けする予定だそうです。こちらは借受人としての各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより第6委員会の意見について採決いたします。第6委員会の意見については、原案の通り許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号は原案の通り決定いたしました。

以上で、令和6年4月定例総会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

質疑がないようですので、内容について事務局から報告、連絡事項等がありましたら、ご発言願います。

○ 議長（会長）

委員会員には長時間に渡りご審議等をいただきありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。本日は、たいへんご苦勞様でした。

8 閉会 午後3時

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年4月30日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 渡邊 和英

委 員 渡邊 孝治

